

特定地域再生支援利子補給金

事業概要・目的

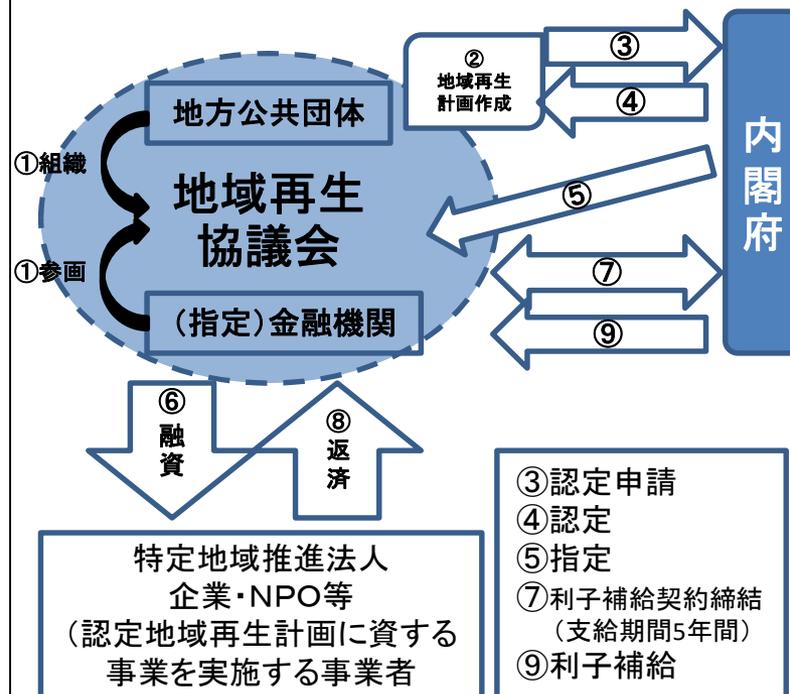
○目的： 地域再生を総合的かつ効果的に推進するという地域再生法の目的に資するため、投資を誘発し、地域経済を活性化させ、雇用の創出を図ることを目標に、金銭面での支援を行うもの。

○概要： 認定された地域再生計画に資する事業を行う事業者が、金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定(以下「指定金融機関」という。)したうえで、予算の範囲内で最大0.7%の利子補給金を支給します。利子補給の支給期間は、指定金融機関を事業者へ最初に貸付けた日から起算して5年間です。

また、特定の政策課題の解決に資する地域再生計画に記載された事業を実施する場合は、金融機関が地域再生協議会構成員であることを必要としない要件緩和を行います。

事業イメージ・具体例

○特定地域再生支援利子補給金のイメージ



資金の流れ



期待される効果

○投資誘発、地域経済の活性化、雇用の創出が期待されます。